

一般社団法人東京科学大学医科同窓会 役員選任等規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人東京科学大学医科同窓会（以下「当法人」という。）定款第19条に基づき、役員を選任に関し、必要な事項を定める。

(役員選任)

第2条 理事は、本規則の定めによる理事候補者及び理事長指名理事候補者の中から、社員総会の決議によって選任する。

2 監事は、本規則の定めによる監事候補者の中から、社員総会の決議によって選任する。

(理事候補者名簿の作成)

第3条 理事候補者名簿は、社員による無記名郵送投票に基づき、会員の中から作成される。

2 理事候補者名簿作成全般の管理は、一般社団法人東京科学大学医科同窓会定款第16条 第1項(5)による選挙管理委員会が行う。

3 理事候補者名簿には理事の定数の過半数以上、定数以内の人数の理事候補者を掲載することができる。

4 無記名郵送投票の結果に基づく候補者に対し、理事候補者名簿に名前を掲載することについて、諾否をとることができる。

5 理事候補者名簿は、選挙管理委員会から社員総会に提出される。

6 理事長指名理事候補者名簿は理事長が作成し、社員総会に提出される。

(監事候補者の推薦)

第4条 監事候補者は、会員の中から社員が推薦することができる。

2 理事の候補者と監事の候補者は、相互に兼ねることができない。

(選任の疑義)

第5条 理事および監事の選任についての疑義を生じたときは、社員総会の決議によって決定する。

附則

1 この規則の改廃は、社員総会の決議による。

2 この規則は、令和 6年10月 1日から施行する。